

ひとり親世帯臨時特別給付金の申請期間の延長について

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため、臨時特別給付金が支給されます。この給付は全国一律の制度です。

▶対象者：

① 公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている方

（すでに児童扶養手当受給資格者として認定を受けているだけでなく、児童扶養手当を申請していれば令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止されたと推測される方も対象）

②家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※該当する方は申請が必要です。必要書類は健康福祉課までお問い合わせください。

▶給付額：1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

◆申請方法：宜野座村役場健康福祉課窓口にて申請

◆申請受付期限：令和3年2月26日（金）

【お問合せ】宜野座村役場健康福祉課 TEL：098-968-3253